

令和 8 年度 第 1 回 南丹市 防災会議・ 国民保護協議会

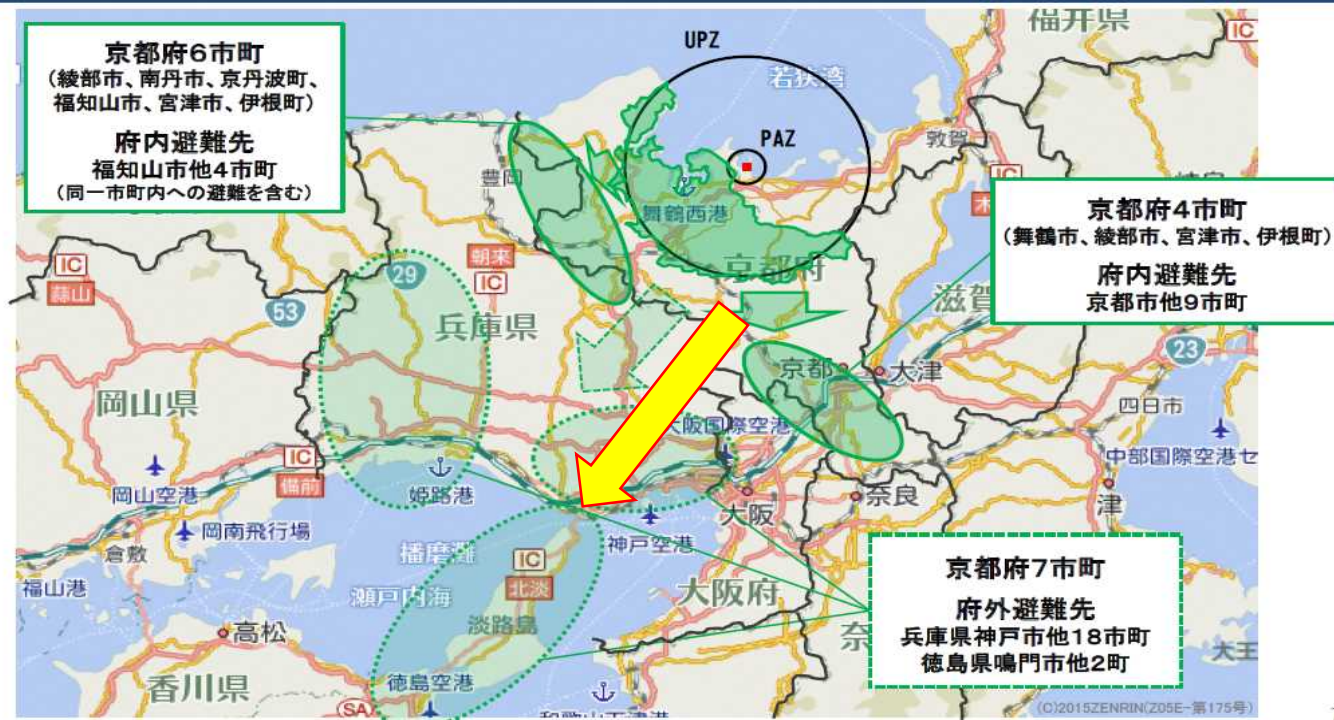
令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)

総務部 危機管理課

(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

UPZの京都府内各市町の避難先

- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外(兵庫県、徳島県)において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。



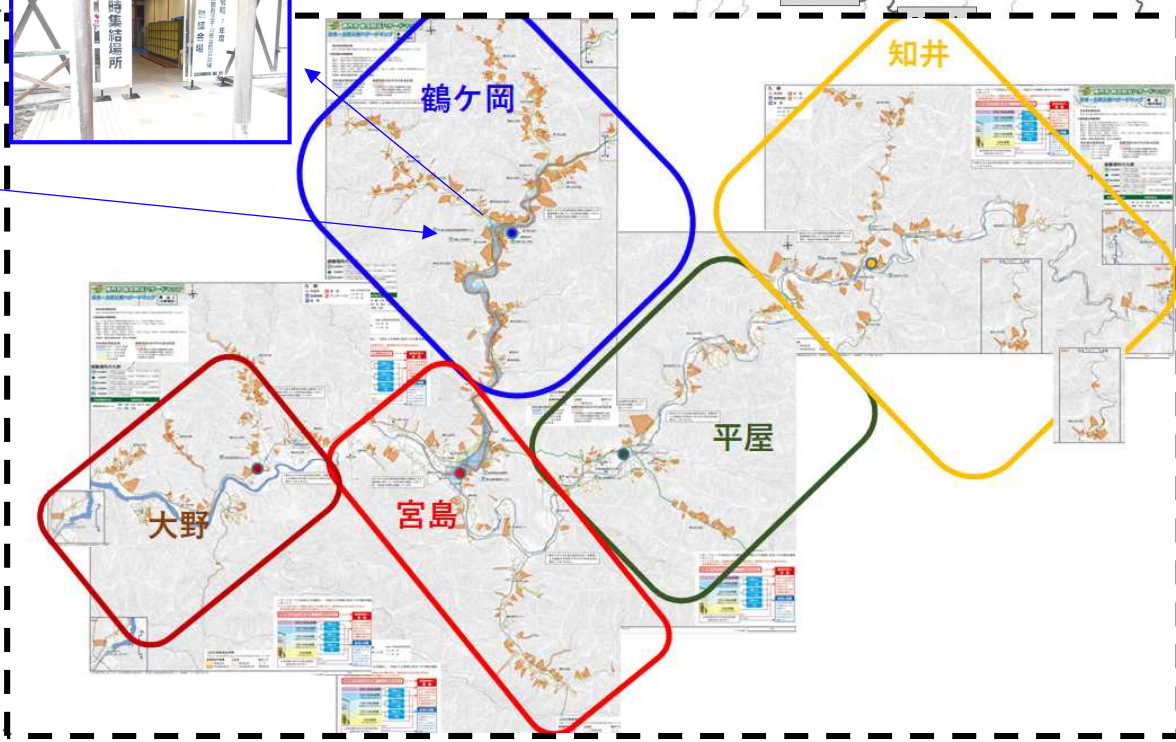
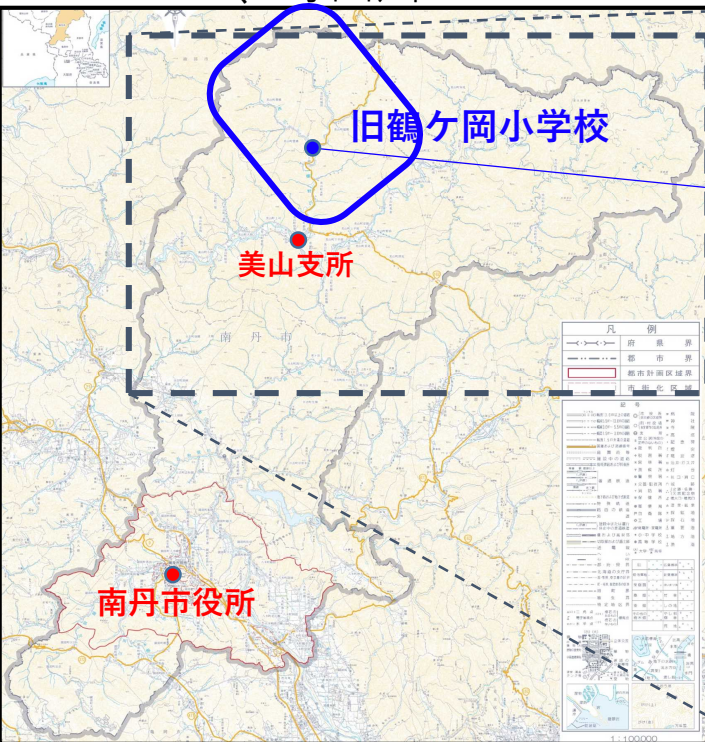
(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

a 期 日

令和7年11月30日 (日)

b 場 所

南丹市役所中央庁舎 美山支所、旧鶴ヶ岡小学校
、野田川WP



(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

c 訓練目的

原子力防災上、UPZ圏内における南丹市美山町の市民について、適時適切、安心安全に避難させるために、次の訓練を実施し、各流れを住民のみならず職員についても習熟する。

- | | | |
|-----|--------------|---------------------|
| (a) | 災害対策本部運営訓練 | 職員 |
| (b) | 情報伝達訓練 | 美山町全域のUPZ内における市民の方々 |
| (c) | 屋内退避訓練 | 同 |
| (d) | 広域避難訓練 | 鶴ヶ岡地区代表者、職員（総務課等） |
| (e) | 緊急時モニタリング訓練 | 職員（美山支所） |
| (f) | 原子力災害時の医療訓練 | 職員（健幸まちづくり課） |
| (g) | 避難行動要配慮者避難訓練 | 職員（福祉相談課）、消防団美山支団 |

11.28サンプリング、11.30回収
（美山支所内の給湯室の蛇口から採取） ⇒



サンプリングの状況

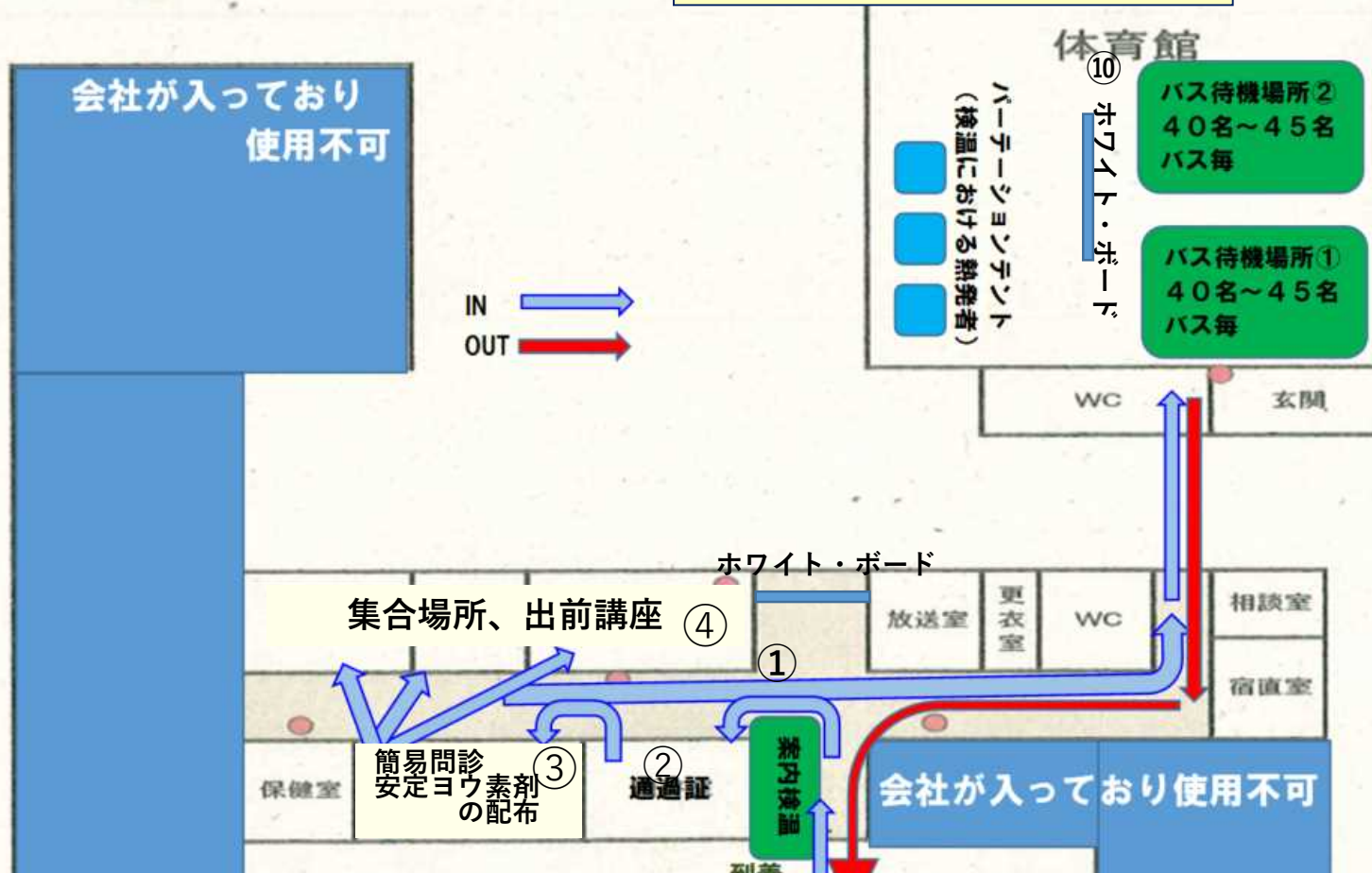
(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

d 参加者

- (a) 南丹市職員
15名
- (b) 南丹市消防
団員
(美山支団)
5名
- (c) 鶴ヶ岡地区
住民の方々
約50名

1階

旧鶴ヶ岡小学校動線



(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

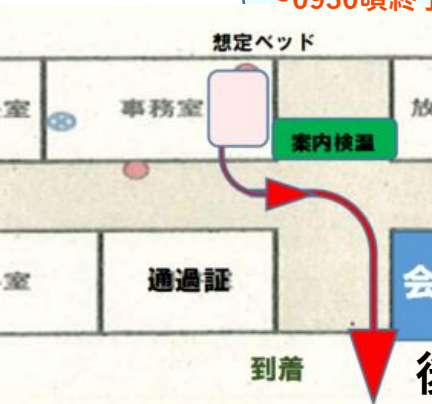
避難訓練内容

避難行動要配慮者避難訓練

09:20～ ◎在宅重度要配慮者の輸送支援訓練

○訓練内容

- ・旧鶴ヶ岡小学校の事務室を、想定要配慮者の自宅の部屋と想定する。
 - ・タクシーが到着後、要配慮者をタクシー内に輸送する。
(輸送方法は、消防団所定。)
- ～0930頃終了。



後部座席を倒して寝床を準備



毛布で簡易担架を作り移送



想定タクシーまで移送





ムラの駅たなせん



バスの動線検証結果

参照図

鶴ヶ岡振興会館

橋を建設中
R11度完成予定

鶴ヶ岡

大矢吉

棚野川

馬場

旧鶴ヶ岡小学校

宮ノ腰

南丹警察署
鶴ヶ岡駐在所

(有)美山観光バス

食堂 中やま

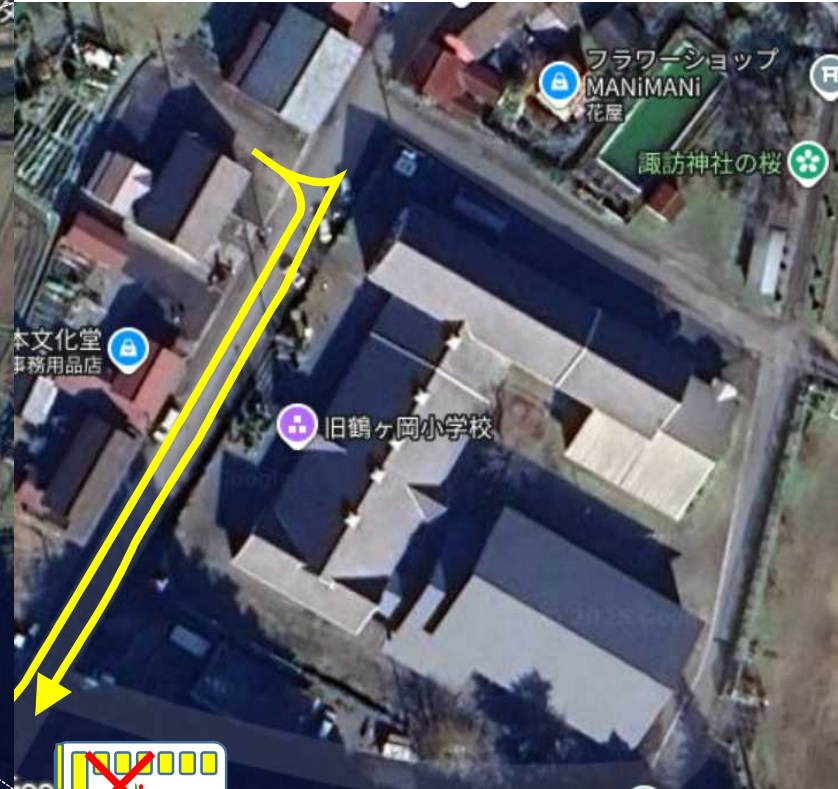
棚野川

大型車両通行禁止



Google Maps

道ノ脇



フラワーショップ
MANIMANI
花屋

諏訪神社の桜

本文化堂
事務用品店

旧鶴ヶ岡小学校



(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

e 避難訓練内容

広域避難訓練

- 到着後 市役所員 9 名は、鶴ヶ岡小学校到着後、避難指示に備える。
- ・ 通過証、簡易問診票の準備、安定ヨウ素剤の配布準備を行う。
 - ・ 追加で講座の準備を実施する。

09:00 ◎UPZ避難者避難指示 (国⇒府⇒市)

安定ヨウ素剤配布服用指示：

想定市長から避難指示

- ・ (山崎から電話で寺田補佐に発動をレポート)
- 寺田補佐は各振興会長に避難指示発令を電話等で伝達
& 安定ヨウ素剤の配布服用指示



出前講座の模様会場



受付場



通過証、簡易問診の記入会場



想定安定ヨウ素剤の配布会場

(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

e 避難訓練内容

広域避難訓練

09:00 南丹市役所_災害対策本部から鶴ヶ岡振興会会長に避難の指示

09:05 鶴ヶ岡地区避難訓練開始

・訓練住民は乗合乗車等で旧鶴ヶ岡小学校に集合

09:10 ◎旧鶴ヶ岡小学校に避難用バス着

○検証 (～09:30)

・バス着発場の確認、検証 (次図参照)

09:20 ◎住民確認・簡易問診・安定ヨウ素剤・通過証

○検証 (住民の方々の動線)

・到着された訓練住民から順次「住民確認」、「簡易問診」
「安定ヨウ素剤の配布」、「通過証」の実施



避難者の誘導



出前講座の様様



受付の様様



通過証、簡易問診の記入の様様



想定安定ヨウ素剤の配布の様様

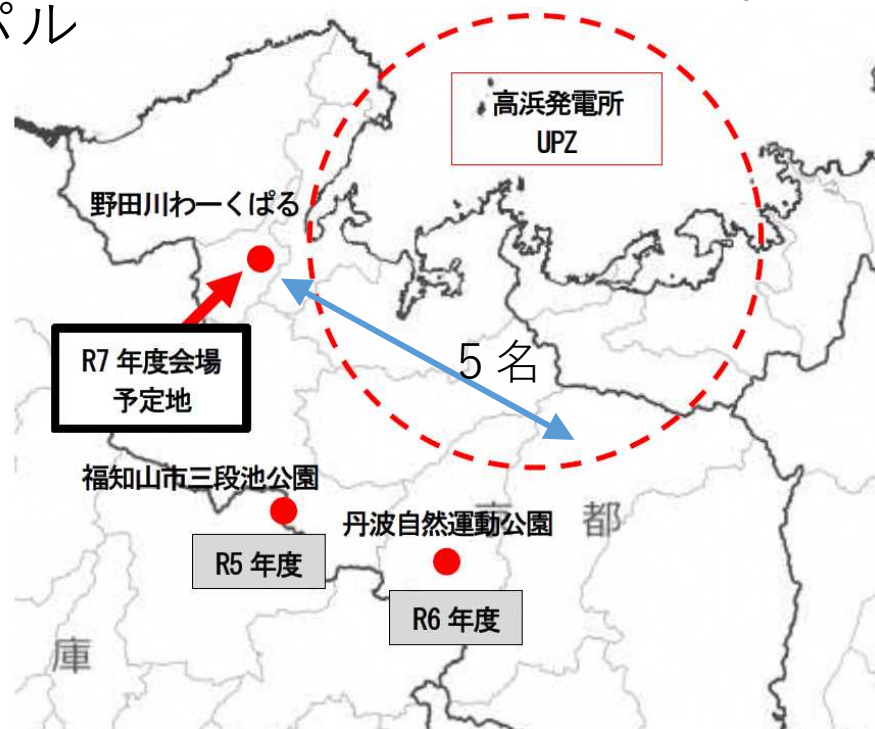
(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

e 避難訓練内容
広域避難訓練

09:20 避難訓練者代表 5 名が
除染会場の野田川ワークパル
に移動開始



避難バス



除染会場到着



車両除染



人除染の模様



講話

(ア) 原子力総合防災訓練 (11月30日 (日))

e 避難訓練内容 全 般

- 0710 発災 (地震)
- 0730 全面緊急事態 (放送)
- 0740 放射性物質放出開始
- 0800 同 停止
- 0900 避難指示開始 (旧鶴小に集合)
- 0945 バス避難移動開始 (除染会場 (野田川WP) へ一部の方は出発)
- 同 講義実施
- 1030 ヘリ移動訓練実施 天候不良のため中止
- 1100頃 訓練終了
- 1100頃～1300頃 除染訓練 (野田川WP) 1430頃 旧鶴小へ



下線部は鶴ヶ岡地区の住民の訓練参加者に関する箇所

小島係長が同行



(ア) 原子力総合防災訓練（11月30日（日））

e 避難訓練内容

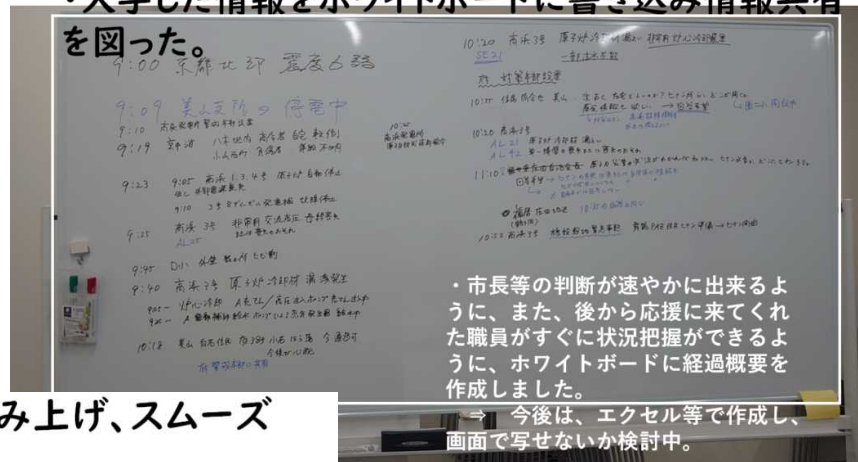
災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、屋内退避訓練

07:10 発災_ (想定) 福井県を震源とするM7クラスの地震
南丹市では震度5強

07:15 南丹市役所 災害対策本部設置

⇒ 京都府原子力防災課からの情報伝達の対応訓練。
主として電話対応及び訓練状況の把握。

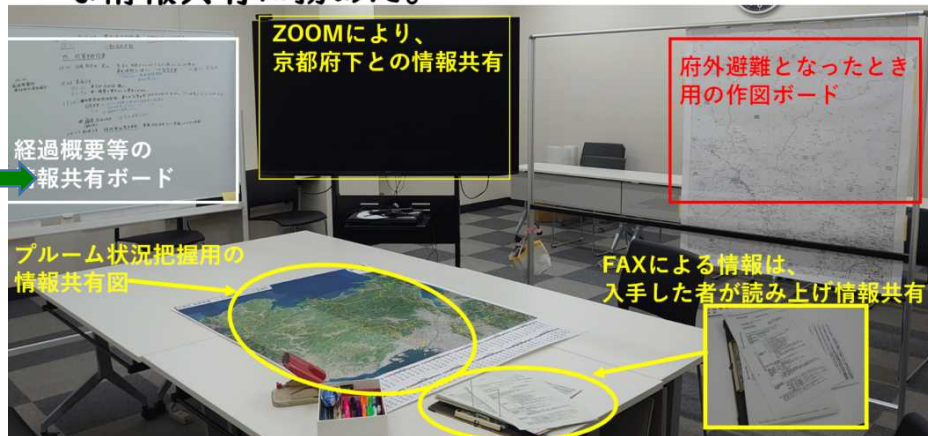
・入手した情報をホワイトボードに書き込み情報共有を図った。



8.3.13

今年度初めて、
京都府主催で
初動対応におけ
る図上訓練が
実施されました。

・情報を入手した者が、内容を読み上げ、スムーズな情報共有に務めた。



南丹市からは、
職員4名が参加
し、初動対応を
慣熟しました。

南丹市防災会議室

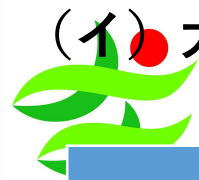
○ 次回訓練への反映事項

- ・ 市内関係機関等との連携の強化
 - ⇒ 避難者の誘導
 - ⇒ 巡回による避難の広報



避難誘導、避難の広報のイメージ図です。

(イ) 大雪警報対応



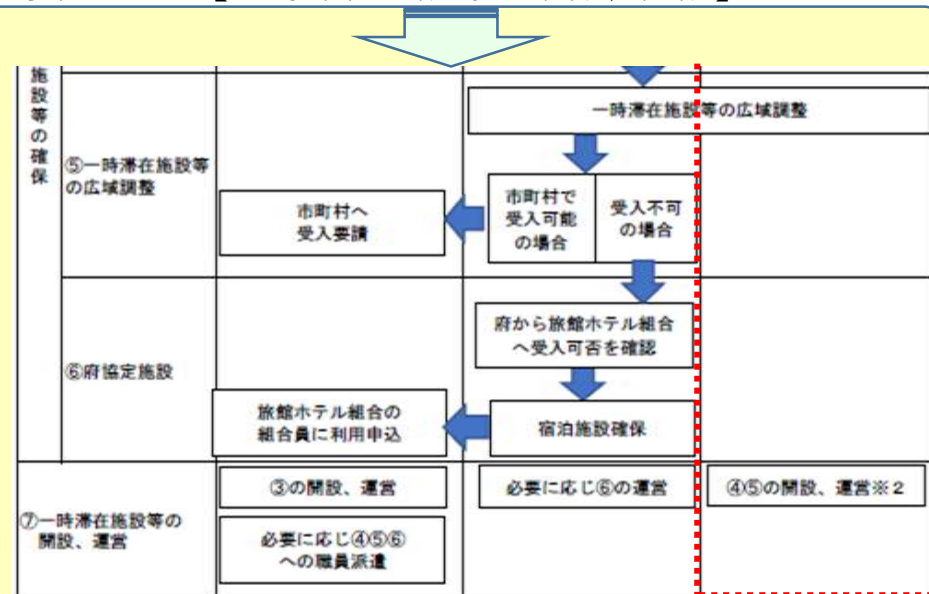
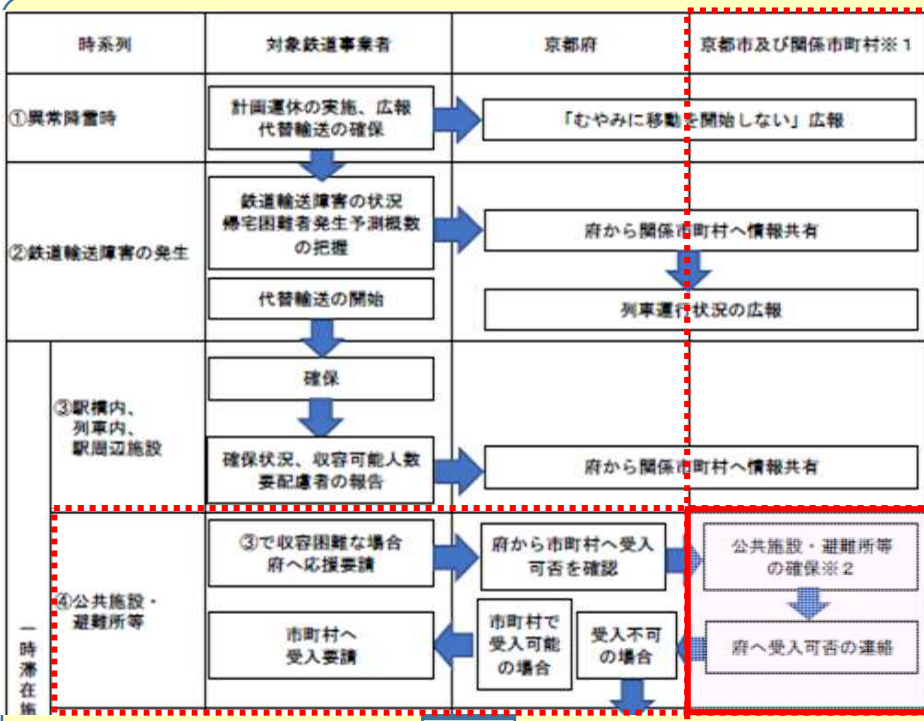
期 日 時 間	内 容	降水量 降雪量	被 害	備 考
8. 1. 2 1 18:30 発表～ 8. 1. 2 2 ～15:51 解除	大雪警報	1月22日10時 南丹市美山町知見 積雪深50cm	なし	22路線 で除雪車
8. 2. 8 04:25 発表 22:02 解除	大雪警報	2月8日22時 南丹市美山町知見 積雪深114cm	なし	24路線（約266.5km） で除雪車17台



○ 大雪対応 J R線が停車した時の帰宅困難者対応

大雪 時の鉄道輸送障害に係る 帰宅困難者 対策 マニュアル 京都府危機管理部災害対策課

⇒ 大雪時の鉄道輸送障害に係る帰宅困難者対策フロー【一時滞在施設等の確保、開設】



※1京都市はJR西日本との「危機事案における相互協定」に基づき対応

※2京都市及び関係市町村の自主的な対応を含む。

最近の例 令和7年2月8日
JR胡麻駅での電車立往生事案
倒木の影響で 立往生⇒60名程度帰宅困難
⇒避難所の準備をするも、バスで振替輸送



○ 大雪対応 JR線が停車した時の帰宅困難者対応 (振り返り)

大雪時の鉄道輸送障害に係る 帰宅困難者 対策 マニュアル

京都府危機管理部災害対策課

南丹市内の各駅等で大雪により足止、運行不可

・ JR側⇒京都府⇒南丹市

基本的には、JR車内、駅舎等で滞在

・ 乗客からの要望等⇒京都府の施設、南丹市の施設を準備する。

・ 必要があれば、毛布や食料も提供する。

(なお、食料や光熱費等必要となった経費についてはJR側から負担)

南丹市内に所在するJR駅に対応する一時滞在施設 (案)

●八木駅 ⇒ 南丹市役所八木支所

●吉富駅 ⇒ コミュニティプラザよしみ

●園部駅 ⇒ 南丹広域振興局

●船岡駅 ⇒ 旧川辺小学校

●日吉駅 ⇒ 南丹市役所日吉支所

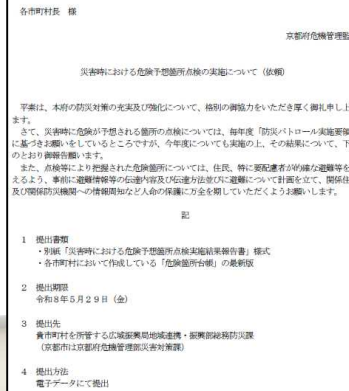
●胡麻駅 ⇒ 胡麻基幹集落センター

(ウ) 防災パトロール

災害時における危険予想箇所点検の実施について（依頼）
（令和8年4月9日付、8災第78号）に基き実施しました。

a 目的

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の河川、道路、ため池、宅地造成並びにがけ地等を防災関係機関の職員等によって総点検し、災害時に危険が予想される箇所について、防災上必要な対策を検討し、責任の所在を明確にして、防災工事の実施あるいは、実状に即した防災体制の確立をはかる。



(ウ) 防災パトロール

b 府管理河川 一級河川園部川 河川改修事業

(a) 期日等

令和8年5月20日(水) 13:35~13:50

(b) 場所等

南丹市園部町河原町他地内

(c) 参加者

市長以下26名



令和7年度



令和8年度

実施模様

(ウ) 防災パトロール

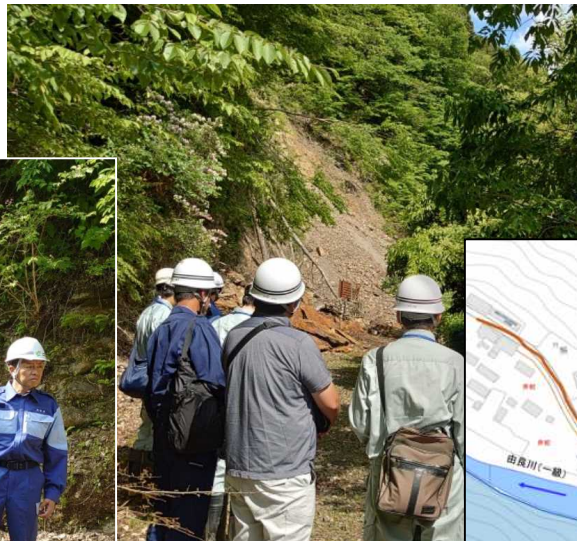
c 美山町芦生 林道北側の山腹崩壊
(農山村振興課からの情報)

(a) 期日等

令和8年5月20日(水) 15:05~15:20

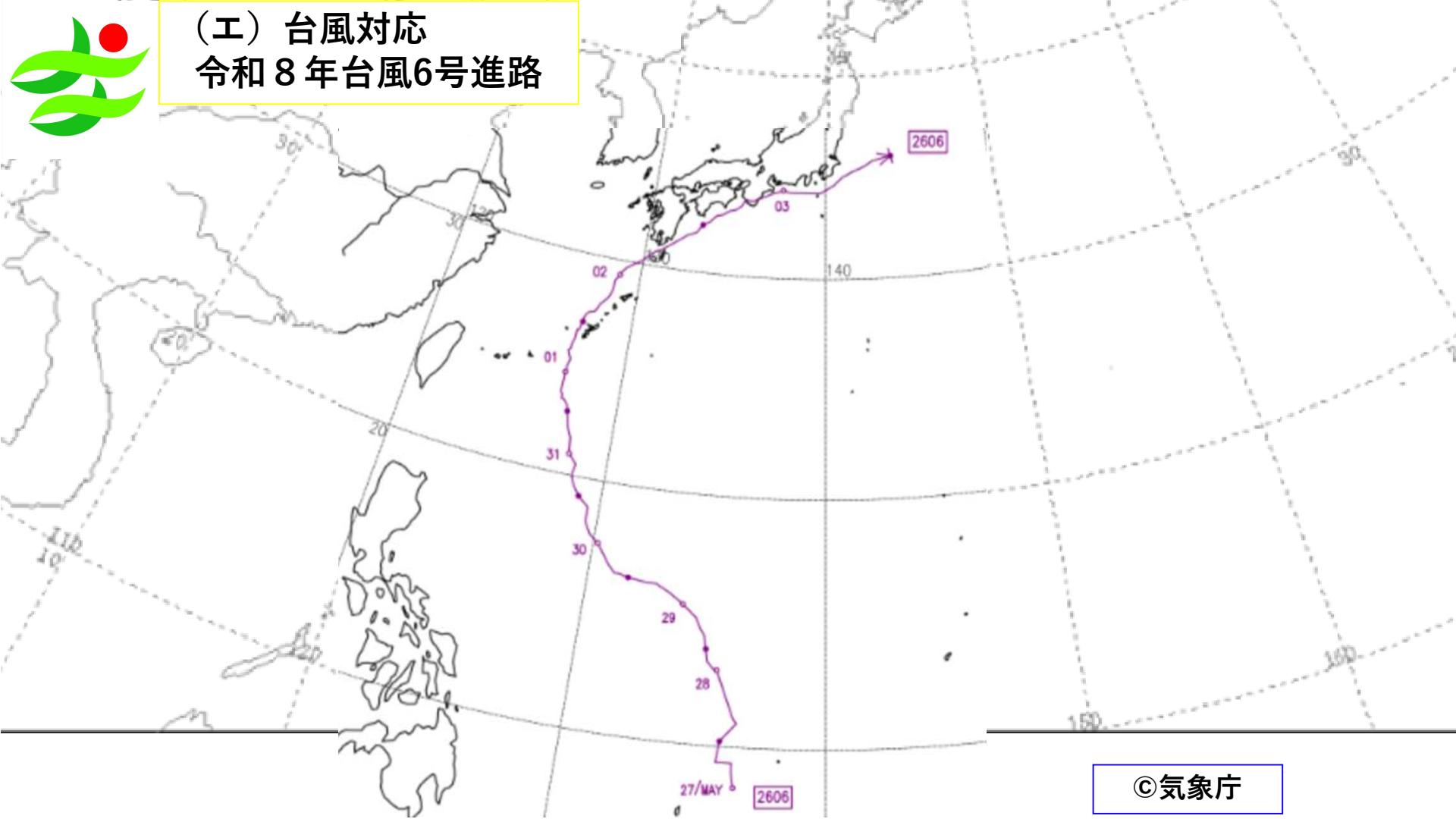
(b) 場所等

美山町芦生地内





(工) 台風対応
令和8年台風6号進路





令和 8 年台風6号

6.2 21時
6.2_6時

台風 6 号に伴う
雨域の 3 時間（2 日
15 時～3 日 6 時）ご
との変化の状況です。
（アニメーション）



資料：Yahoo!天気・災害ホームページより



⑥ 台風 6 号の状況

南丹市における**強風圏の I N** : 6.2_20:00

- ・ 南丹市最接近 : 6.3_04:00~05:00 園部町から距離S160km
- ・ 南丹市における**強風圏の O U T** : 6.3_15:00
- ・ 南丹市 園部地域気象観測所 最大風向風速 NW 8.5m 最大瞬間 WNW 13.7m
美山地域気象観測所 最大風向風速 NE 7.5m **最大瞬間 NE 14.0m**
- ・ 南丹市雨量
 - 園部地域気象観測所 79.0mm (2日33.0mm、3日46.0mm)
 - 1時間最大 11.5mm (3日5時46分)
 - 美山地域気象観測所 69.5mm (2日19.5mm、3日50.0mm)
 - 1時間最大 16.0mm** (3日4時55分)
- ・ 南丹市 土砂災害警戒レベル 最大 2

○ 日吉ダム ・ 放流 ゲート放流開始6.3_08:30 ゲート放流終了:6.3_16:40

台風 6 号の状況

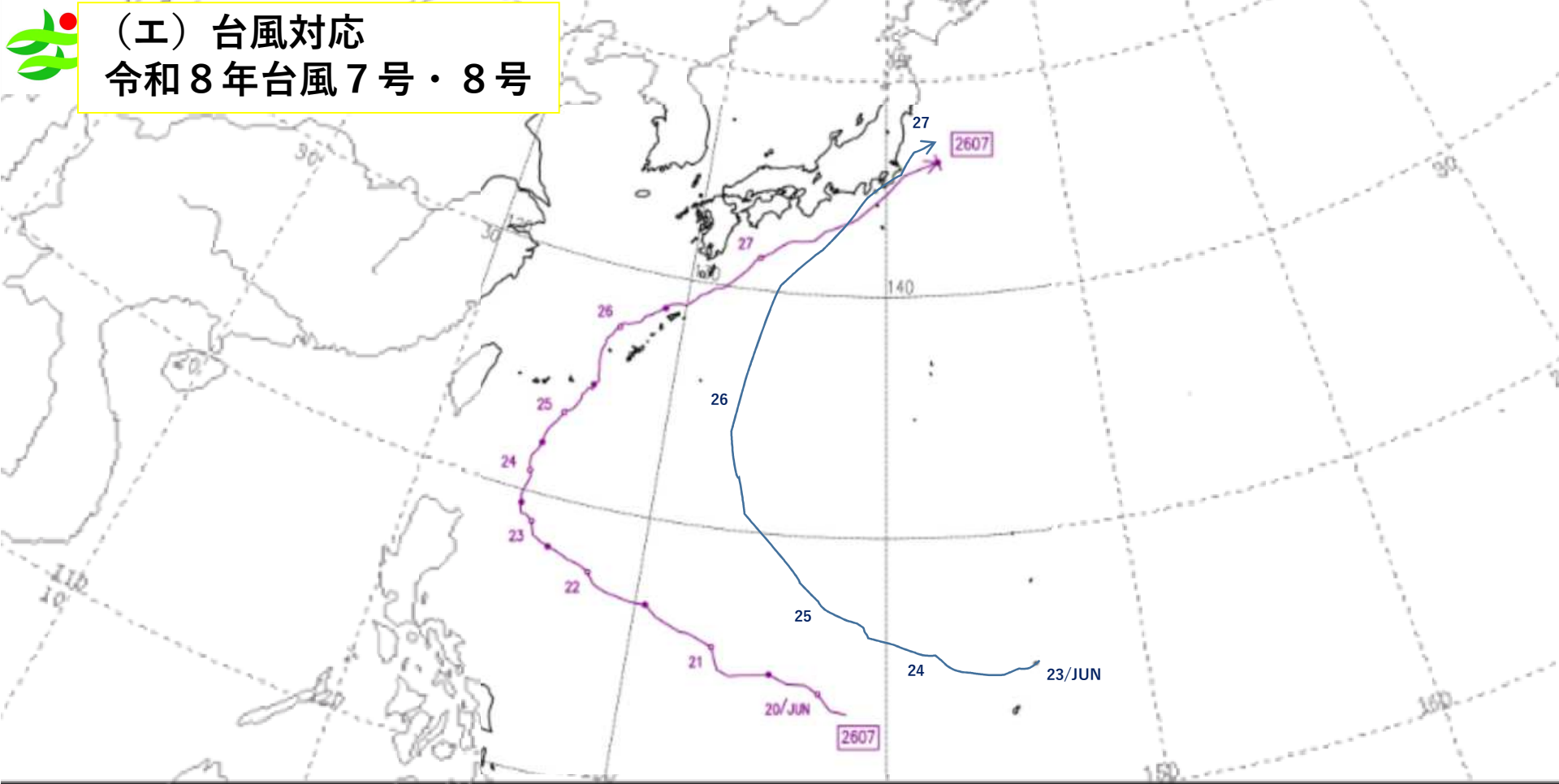
○ 南丹市 被害

- ・ 停電 6.3_04:57～09:31 大河内 8 軒 （亀岡2,059軒、大阪府能勢町874軒）
- ・ 上胡麻から志和賀へ抜ける道（広域農道保野田上胡麻線）に倒木
6.3_未明～10:15 倒木撤去





(工) 台風対応 令和8年台風7号・8号





令和 8 年台風 7 号・ 8 号

台風 7 号、 8 号に伴う
雨域の 3 時間（26 日 21 時
～ 27 日 12 時）ごとの変化
の状況です。
（アニメーション）



資料：Yahoo!天気・災害ホームページより



⑥ 台風第7号の状況

南丹市における強風圏の I N ・ OUT : -----

南丹市最接近 : 6.27_14:00~15:00 園部町から距離SSE約310km

⑥ 台風第8号の状況

南丹市における強風圏の I N ・ OUT : -----

南丹市最接近 : 6.27_4:00~5:00 園部町から距離SE約340km

・ 南丹市 風

園部地域気象観測所 日最大風向風速 WNW 4.1m 瞬間最大瞬間 NW 7.3m

美山地域気象観測所 日最大風向風速 NE 4.3m 瞬間最大瞬間 NE 7.7m

・ 南丹市 雨量

園部地域気象観測所 67.0mm (26日60.0mm、27日7.0mm)

1時間最大 11.5mm (27日0時11分)

美山地域気象観測所 56.5mm (26日51.0mm、27日5.5mm)

1時間最大 7.5mm (27日0時19分)

・ 南丹市 土砂災害警戒レベル 最大 2

○ 日吉ダム

・ 放流 ゲート放流開始: 6/26 7:00 ゲート放流終了: 6/27 16:20

台風7号の状況

国道9号線

老ノ坂峠通行止め⇒

資料：Yahoo!ニュースより



○ 南丹市 被害 なし。

○ 時事情報 被害

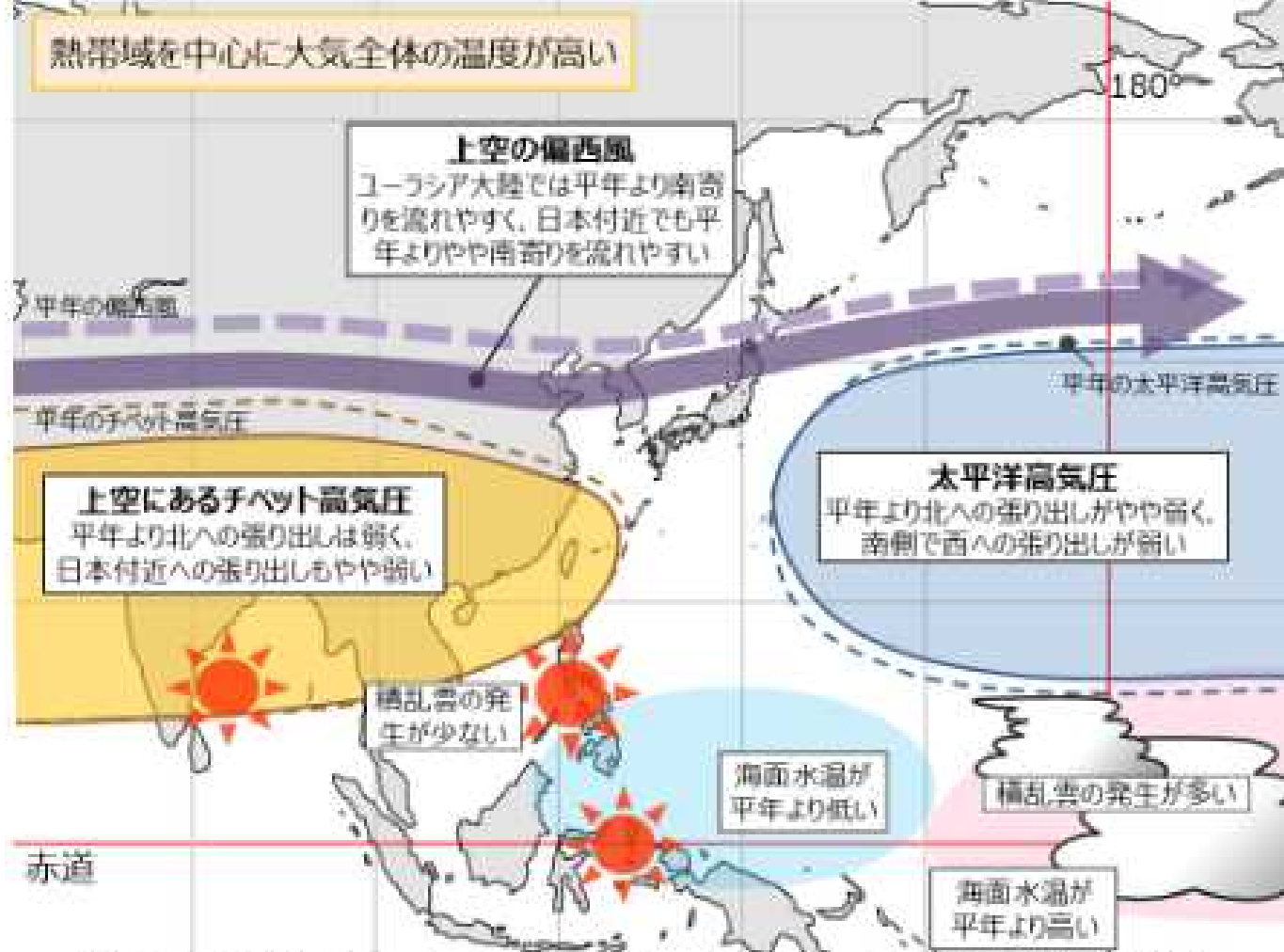
- ① 山口県平生町 6.26 1930頃 住宅の裏山が崩れ
2階建ての住宅1階部分に土砂が流れ込んだ 男性1名死亡
- ② 愛媛県西条市 「SUP」中の50～60代の男性3人 加茂川で
流される 2人重体
- ③ 福岡県田川市 6.27 1130頃 縦約9m深さ約6m土地陥没
住宅の車庫沈む 近くの電線切れる
- ④ 広島県福山市 6.27 1330頃 ため池決壊 住宅浸水

出典：NHKニュース（令和8年6月27日放送）より



(ア) 気象予報
(8月-10月)

予想される海洋
と大気の特徴



数値予報結果をもとにまとめた予想される海洋と大気の特徴

(ア) 気象予報 (8月～10月)

気温、降水量の各階級の確率 (%)			
気温	近畿地方	08月～10月	20 40 40
		08月	10 40 50
		09月	30 40 30
		10月	20 40 40
降水量	近畿地方	08月～10月	40 30 30
		08月	30 40 30
		09月	40 30 30
		10月	30 40 30

低い(少ない)

平年並

高い(多い)

平均気温 (向こう3ヵ月)

降水量 (向こう3ヵ月)



(イ) シェイクアウト訓練

期 日	令和8年9月1日(火)
区 分	シェイクアウト訓練
時 間	9:30~
参加 対象	市内全地域 (各区、学校、福祉施設等に 参加を呼びかける)
場 所	市内各地
内 容	エリアメール発信訓練 防災行政無線放送及び シェイクアウト訓練 参加団体:6団体(昨日現在 357人) (募集機関:7.1~8.25)

目的

地震発生時の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない (Drop, Cover, Hold on)」の3動作を、場所を選ばず誰でも瞬時に実践できる力を身につけることです。パニックを抑え、ケガを防止し、日頃から自助の意識を高める。

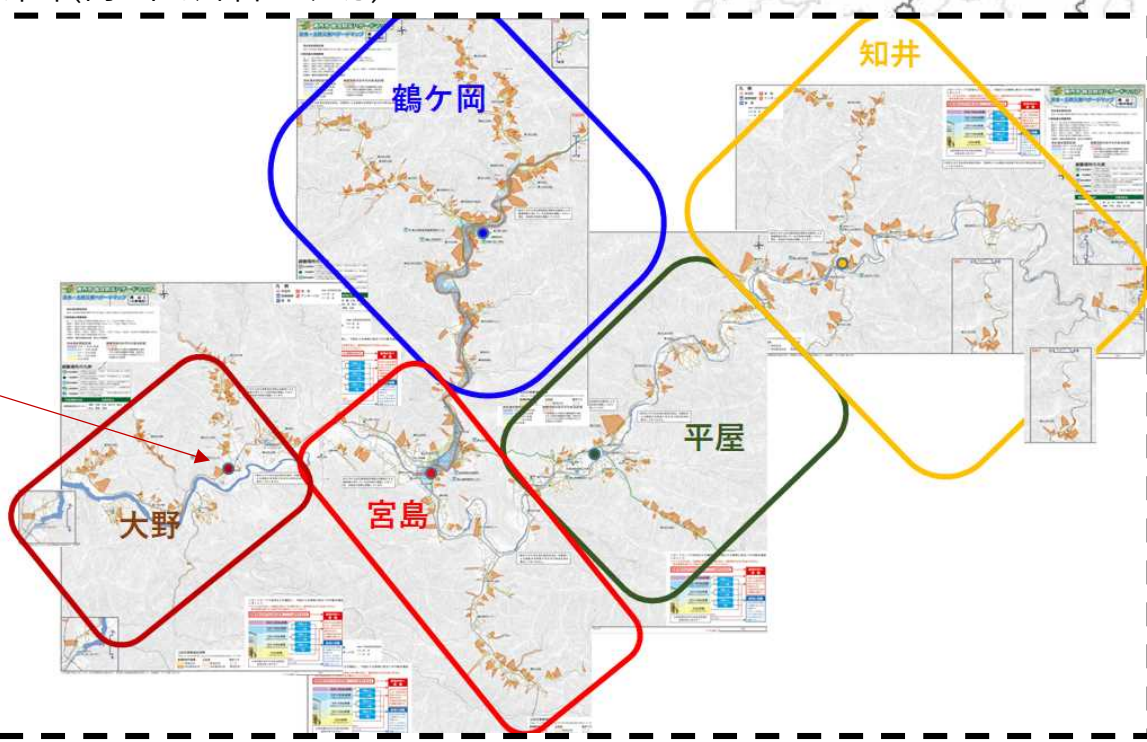
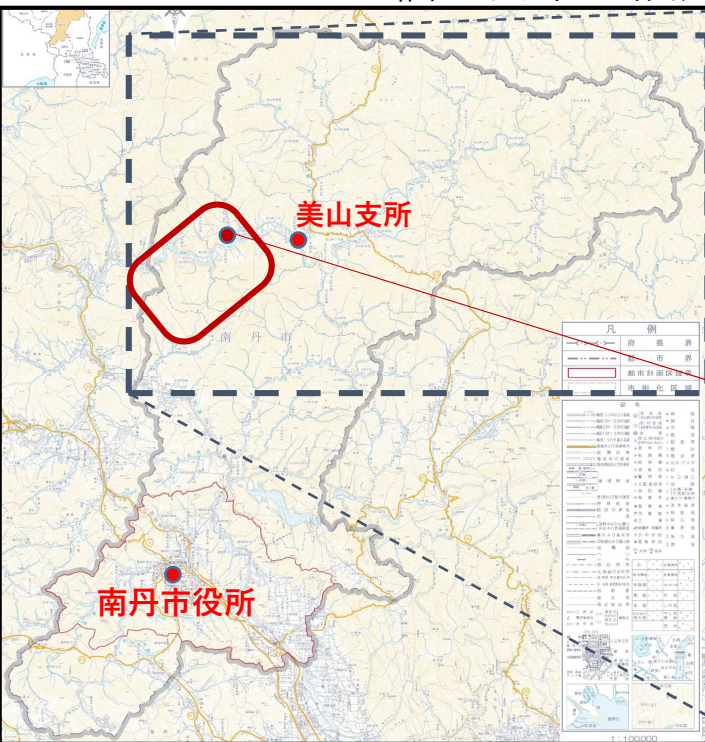
安全行動の



(ウ) 京都府原子力総合防災訓練

a 期 日：令和8年11月29日（日）

b 場 所：南丹市役所中央庁舎、美山支所、
大野地区の集結場所は調整中、
福知山市三段池公園(除染訓練会場)





(ウ) 京都府原子力総合防災訓練

c 訓練目的 **(7年度と同様)**

原子力防災上、UPZ圏内における南丹市美山町の市民について、適時適切、安心安全に避難させるために、次の訓練を実施し、各流れを住民のみならず職員についても習熟する。

d 訓練項目

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (a) 災害対策本部運営訓練 | 職員 |
| (b) 情報伝達訓練 | 美山町全域のUPZ内における市民の方々 |
| (c) 屋内退避訓練 | 同 |
| (d) 広域避難訓練 | 鶴ヶ岡地区代表者、職員（総務課等） |
| (e) 緊急時モニタリング訓練 | 職員（美山支所） |
| (f) 原子力災害時の医療訓練 | 職員（健幸まちづくり課） |
| (g) 避難行動要配慮者避難訓練 | 職員（福祉相談課）、消防団美山支団 |
| (h) 避難広報の巡回 | 消防団美山支団 |
| (i) 地域機関（消防・警察）との連携 | |



2)

ア

国民保護協議会委員

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用した受信確認及び情報伝達

○ 定期的な訓練

- ・ 全国一斉情報伝達試験（国民保護情報など）

原則年4回（主に5月、8月、11月、2月などの水曜日午前11時ごろ）。

⇒ 防災行政無線

第1回：2026年7月1日（水）11:00 （※6月3日より延期）

第2回：2026年8月26日（水）11:00頃（予備日：9月9日）

第3回：2026年11月11日（水）11:00頃（予備日：11月25日）

第4回：2027年2月中旬頃に実施予定

- ・ 緊急地震速報訓練

原則年2回

（主に6月、11月ごろの水曜日午前10時ごろ）。

⇒ 防災行政無線 8. 6. 17（水）



国民の保護に関する基本指針の一部変更について

事務連絡
令和8年3月31日

各都道府県国民保護担当部（局）長 殿

消防庁国民保護室長
（公印省略）

国民の保護に関する基本指針の一部変更について

国民の保護に関する基本指針の一部変更について、令和8年3月31日の閣議において変更された旨、内閣官房から連絡がありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴都道府県内の市町村、消防機関及び指定地方公共機関についてもご周知くださいますようお願いいたします。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき、都道府県の国民の保護に関する計画（以下「都道府県国民保護計画」という。）及び市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）については、本変更を適切に反映する必要があります。

都道府県国民保護計画及び市町村国民保護計画への反映については、別途ご連絡いたしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

これを受け

事務連絡
令和8年4月10日

各市町村国民保護担当課長 様

京都府危機管理部災害対策課長

国民の保護に関する基本指針の変更について（通知）

標記の件について、令和8年3月31日付け事務連絡にて消防庁国民保護室長より通知がありました。

今後、基本方針の変更を受けて、京都府国民保護計画の変更を予定であり、府の計画の変更に基づいて市町村の国民保護計画を変更する必要がある予定です。

京都府において計画を変更した際には改めて通知いたしますので、貴市町村の国民の保護に関する計画について所要の変更を行っていただきますようお願いいたします。

3 国民保護協議会

(2) 国民の保護に関する基本指針の一部変更について（別紙）

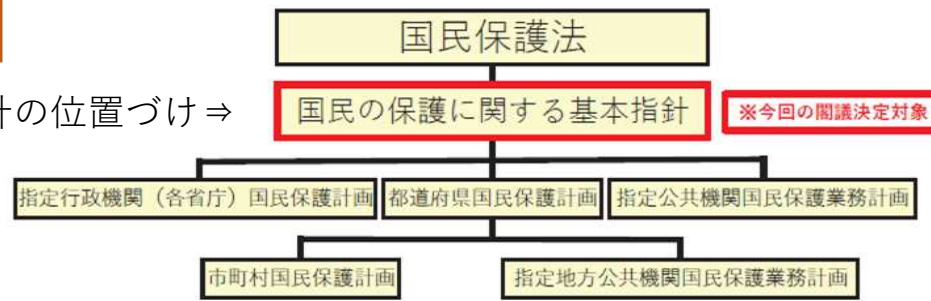
変更の趣旨

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。
- 今般、近年の国民保護施策の進展を踏まえた、基本指針の一部変更を行う。

変更の概要

- 国民保護法施工令の改正（令和7年8月）により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
- 国が、シェルター確保に係る基本的な方針について定めるものとする旨の明記
- その他（記述の適正化等）

（参考）国民の保護に関する基本指針の位置づけ⇒





(1) 新しい気象警報

京都地方気象台
KYOTO LOCAL METEOROLOGICAL OFFICE



京都地方気象台
Kyoto Local Meteorological Office

からの説明

京都気象台作成資料による。

約 1 5 分

防災気象情報の改善について

令和7年 12月

令和8年 4月 更新

水管理・国土保全局、気象庁

新しい防災気象情報（令和8年5月29日から運用開始）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの） 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。
- 水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

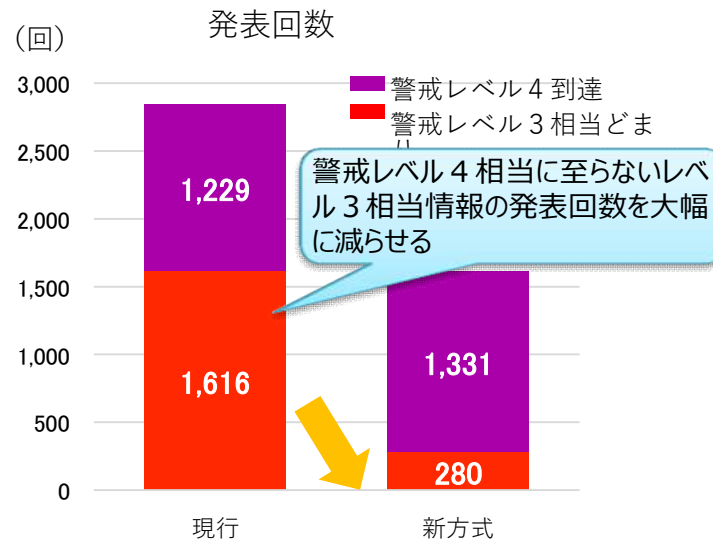
河川氾濫等に関する情報				
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等
河川数		約400河川	河川事務所・都道府県 による水位情報は、これ までどおり発表すること とし、警戒レベルとの関 係は変更しない。	大雨に関する情報で扱 う。
発表主体		河川事務所または 都道府県と気象台		
発表単位		河川ごと		
対象とする 主な現象		外水氾濫		
発表指標		水位（実測・予測）		
情報 名称	5	レベル5 氾濫特別警報	当面は、大雨に関する 情報でも扱う。	
	4	レベル4 氾濫危険警報		
	3	レベル3 氾濫警報		
	2	レベル2 氾濫注意報		
	1	早期注意情報		
			〔 洪水予報河川への 移行を促進 〕	

大雨に 関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
レベル5 大雨特別警報	
レベル4 大雨危険警報	
レベル3 大雨警報	
レベル2 大雨注意報	
早期注意情報	

- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4 土砂災害危険警報**に変更します。
- **レベル3 土砂災害警報**は、発表基準を見直すことで、現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない**情報発表を大幅に減らします**。
- 今後は、**まもなくレベル4 土砂災害危険警報を発表する可能性が高い**状況において、レベル3 土砂災害警報を発表しますので、情報を活用いただくにあたりご留意ください。

土砂災害に関する情報体系と名称

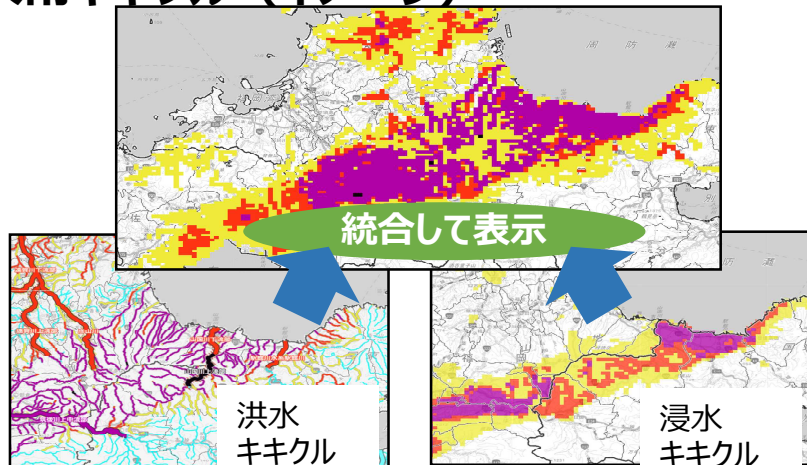
発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル5 土砂災害特別警報
	4	レベル4 土砂災害危険警報
	3	レベル3 土砂災害警報
	2	レベル2 土砂災害注意報
	1	早期注意情報



土砂災害に関する警戒レベル3相当及び4相当情報の発表回数の比較（令和5年6～9月のデータに基づく）
新方式の警戒レベル3相当情報の発表回数は、レベル4相当情報の基準（CL）に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。

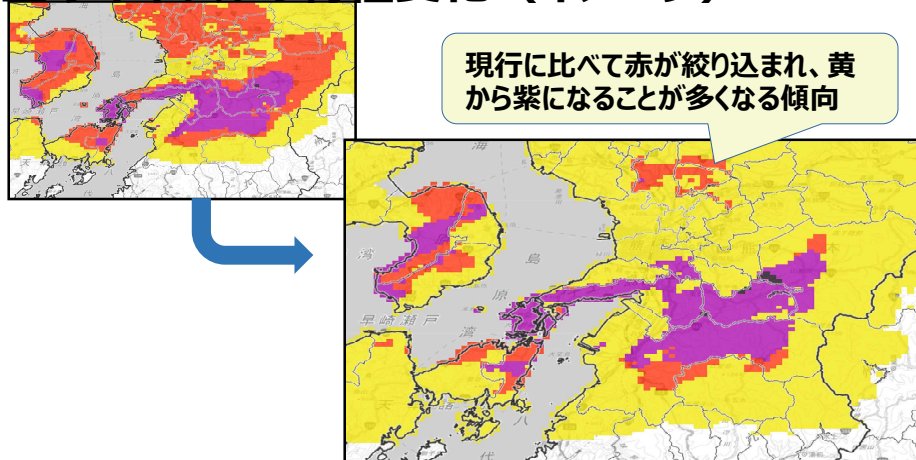
- 大雨や土砂災害に関する情報が発表された際、**危険度が高まっている地域を確認**するにはキキクルを活用してください。
- 「**大雨キキクル**」は、**大河川以外の河川の氾濫と浸水の危険度を重ねて表示**するもので、大雨に関する情報に対応しています。
- 「**土砂キキクル**」は、土砂災害の危険度を表示するものです。表示方法は従来と変わりませんが、以下の特性の変化に留意が必要です。
 - 現行に比べ、警戒（赤色）の判定が狭く、**注意（黄色）から危険（紫色）のケースが多くなります。**
 - 4～6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合には、**警戒（赤色）の判定が出ていないことがあります。**

大雨キキクル（イメージ）



気象庁HPでは現行の洪水キキクルと浸水キキクルも切り替えて閲覧可能

土砂キキクルの特性変化（イメージ）



- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、**これまでと変わりません**。
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、**警戒レベルには相当しない**ことに留意してください。

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、 濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル5（緊急安全確保）やレベル3（高齢者等避難）には相当しないことに留意してください。

気象防災速報・気象解説情報

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表します。**
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表します。

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)

現状

記録的短時間大雨情報

顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雪に関する気象情報

竜巻注意情報

今後 (令和8年度出水期～)

気象防災速報 (記録的短時間大雨)

気象防災速報 (線状降水帯発生)

気象防災速報 (線状降水帯直前予測)

(R8運用開始予定)

気象防災速報 (短時間大雪)

気象防災速報 (竜巻注意/竜巻目撃)

気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)

現状

線状降水帯半日前予測を記載した
全般/地方/府県気象情報

全般台風情報(総合情報)

大雨に関する
全般/地方/府県気象情報

今後 (令和8年度出水期～)

気象解説情報 (線状降水帯半日前予測)

気象解説情報 (台風第○号)

気象解説情報 (大雨)

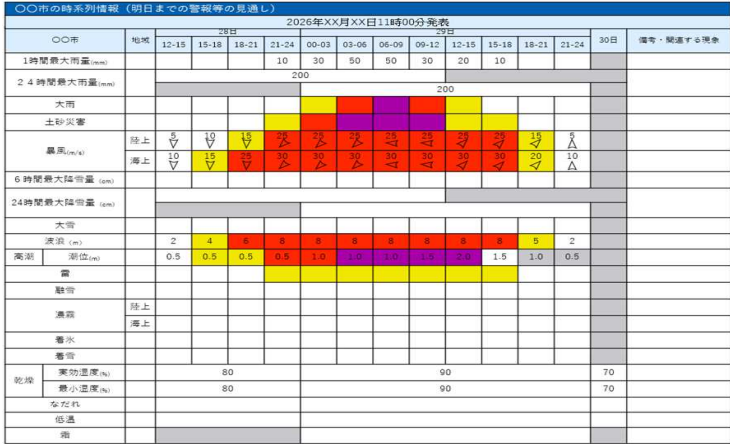
- 早期注意情報（警戒レベル 1）は、5 日先までの警報級の現象の可能性を発表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、翌日までの気象状況の見通しを、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日						3日	4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24				
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-	-

明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）



災害切迫	特別警報基準を超えると予想される時間帯
危険	危険警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
警戒	警報基準を超えると予想される時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
注意	注意報基準を超えると予想される時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)



(3) その他 イ 火災警報について

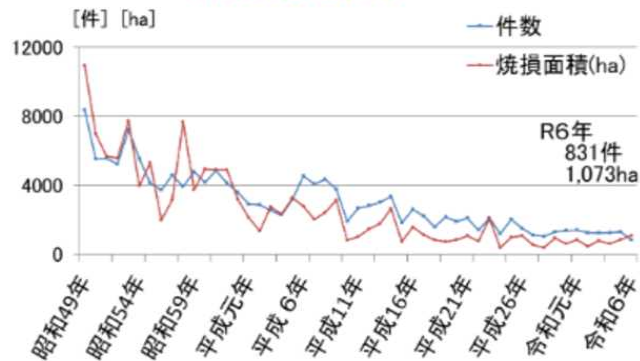
林野火災の状況

林野火災の年間発生件数は、**昭和49年の8,351件をピーク**に、以後減少傾向となり、例年1,300件前後を推移する状況となっています。令和6年には出火件数が初めて1,000件を下回りましたが、**令和7年には、2月には岩手県大船渡市、3月には岡山県岡山市や愛媛県今治市などで大規模な林野火災が相次いで発生しました。**

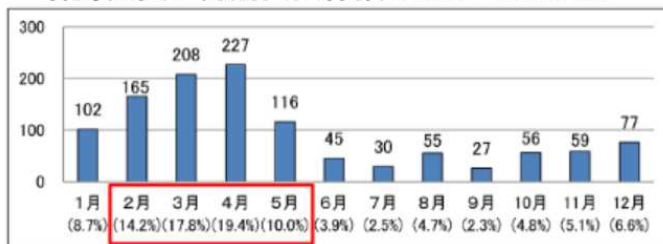
また、年間を通じて発生していますが、年明けから大きく増え始め、特に2月から5月にかけての時期に多く発生する傾向があります。

出火原因は、たき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人的要因によるものが多くなっています。

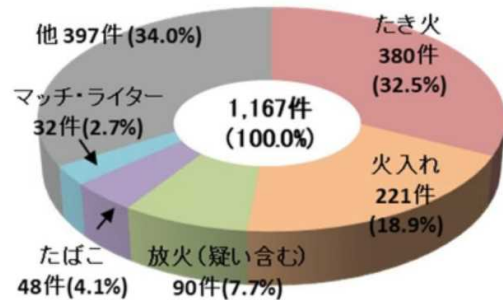
林野火災の推移



林野火災の月別出火件数(令和2年～6年の年平均)



林野火災出火原因 (令和2年～6年の年平均)



※平均値及び割合は四捨五入したものであり、合計が合わないことがある



火災注意報、火災警報の発令について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年3月31日から運用

亀岡市・南丹市・京丹波町の火災注意報・火災警報の発令のしくみ



火災注意報



発令条件：「乾燥注意報4日連続」



4日連続

翌 5:00 の時点の乾燥注意報の発表状況で連続日数を判断し、発令します。



有効期間

翌朝 5:00 まで

発令の翌朝 5:00 に乾燥注意報が発表されていなければ、火災注意報は解除になります。



連続性の判断

翌朝 5:00 時点で乾燥注意報が発表されていれば火災注意報は継続になります。



火災警報



発令条件：「乾燥注意報5日連続」＋「強風注意報」



5日連続



強風注意報

乾燥と強風、両方の注意報が発表されている場合に発令します。

解除の要件



解除

乾燥注意報



解除

強風注意報

乾燥注意報または強風注意報のいずれかが解除されると、連動して解除します。

解除後の措置

火災警報解除後も、火災注意報は継続します。



火災注意報、火災警報の発令について

発令種類	内容	留意点	罰則
火災 注意報	発令時は、消火準備やその場を離れないなど、火の取扱いには十分注意が必要です。	○火を使用する際の留意点 ・近くに可燃物を置かない ・使用中はその場を離れない ・十分な消火準備 ・確実な消火 等  	なし
火災警報	発令時は、での火の使用が制限されます。	○火の使用制限 ・山林、原野で火入れしない ・花火（玩具用花火を含む）をしない。 ・屋外で火遊び又は焚火を行わないこと。 ・屋外では、燃えやすいものの近くで喫煙をしないこと。 ・残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火の粉を確実に消火し始末すること。 	30万円以下の罰金または拘留



(ウ)長期避難所の検討について

- 目 的
南丹市における大規模災害に備えた、避難所の検討を行うものである。
- 南丹市における近年の災害

期 日 (状 況)	期 日 (状 況)	期 日 (状 況)
2019.08.15 (台風10号)	2022.09.03 (大雨災害)	2024.05.28 (大雨警報)
2019.10.12 (台風19号)	2022.09.19 (台風19号)	2024.07.02 (大雨警報)
2020.07.08 (大雨警報)	2023.01.24 (大雪警報)	2024.07.15 (大雨警報)
2020.07.10 (大雨警報)	2023.01.26 (大雪断水等)	2024.08.29 (台風10号)
2020.09.04 (台風10号)	2023.01.28 (大雪停電等)	2024.11.2 (大雨警報)
2021.07.07 (大雨警報)	2023.05.08 (大雨警報)	2025.07.02 (大雨警報)
2021.07.09 (大雨警報)	2023.06.02 (大雨警報)	2025.07.24 (大雨警報)
2021.08.13-15 (大雨警報)	2023.06.02_ (大雨災害)	2025.08.11 (大雨警報)
2021.08.17-19 (大雨警報)	2023.07.14 (倒木被害)	2025.09.05 (台風15号)
2022.07.03 (大雨警報)	2023.08.14 (台風7号)	以下余白
2022.07.03_ (大雨災害)	2023.08.14 (台風7号)	
2022.07.27 (大雨警報)	2024.01.23 (大雪警戒)	

(ウ)長期避難所の検討について

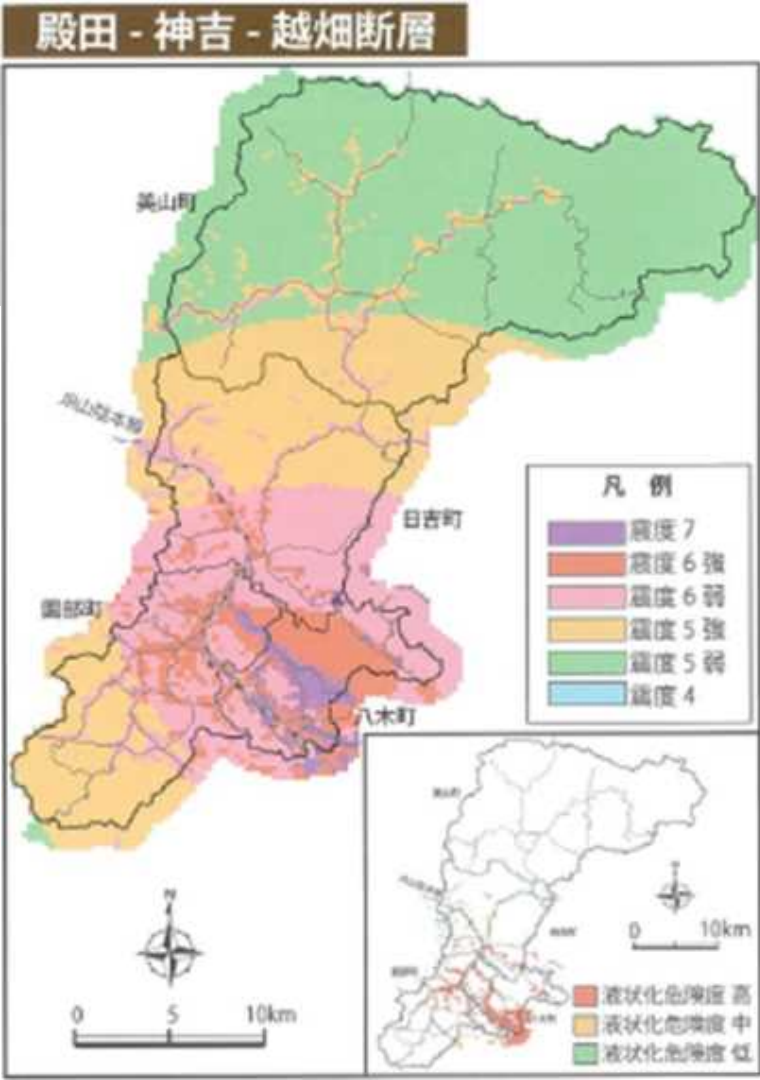
○ 現状における問題点
大規模震災への準備が必要。

地震被害総括表

南丹市

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	6弱	13	260	14	7	172	179	1,464	-
生駒断層帯	5強	2	3	1	0	4	20	71	0
有馬-高槻断層帯	6弱	4	20	3	2	70	60	486	1
奈良盆地東縁断層帯	5強	1	2	1	0	1	14	37	0
木津川断層帯	5強	1	2	1	0	2	17	50	0
殿田-神吉-越畑断層	7	91	494	141	682	6,253	5,925	4,939	79
埴生断層	6強	16	136	20	100	1,131	862	2,476	10
上林川断層	6弱	5	19	4	1	40	72	457	1
三峠断層	6弱	4	14	3	0	29	56	323	1
郷村断層帯	6弱	5	12	3	0	19	88	295	1
山田断層帯	5強	1	2	1	0	0	15	35	0

京都府地震被害想定調査結果(2024及び2025)



(ウ)長期避難所の検討について

○ 長期避難所の目的

「生きる」ための環境だけでなく、「生活続ける」ための環境づくりが必要で、被災者が安全かつ健康的に生活できる環境が求められます。



(ウ)長期避難所の検討について

- 長期避難所の場所選定
 - ・市内の体育館等の施設を利用する。
 - 例 公的施設（国際交流会館等）
市公立小中学校

地 域	人 口 ①	想定避難者数 ②(①の10%)	避難場所数の目安 ②÷250人
園部町	15,343人	約1,540人	7箇所
八木町	6,631人	約670人	3箇所
日吉町	4,250人	約430人	2箇所
美山町	3,262人	約330人	2箇所
合 計	29,486人	約2,970人	14箇所

1 体育館（24.8m×29.8m）（壇上：4m×9.6m）
テント数：108～121⇒216～242名が避難可能

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
2	1																							
3		2																						
4			3																					
5				4																				
6					5																			
7						6																		
8							7																	
9								8																
10									9															
11										10														
12											11													
13												12												
14													13											
15														14										
16															15									
17																16								
18																	17							
19																		18						
20																			19					
21																				20				
22																					21			
23																						22		
24																							23	
25																								24
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								



八木中学校 約250人

(ウ)長期避難所の検討について

○ 計 画

- ・ 令和 7 年度内
- ・ 令和 8 年度中
- ・ 令和 8 年度内

候補地の選定

候補地の提案

協定、覚書等の準備締結

地域防災計画において指定

市民へのお知らせ（ホームページ等）



(ウ)長期避難所の検討について

(施設案)

地 域	想定避難者数	避難場所	優先順位	計画避難者数	避難者数
園部町 ⑦	約1,540人	国際交流会館	1	272人	1,652人
		園部文化会館	2	252人	
		園部小学校	3	244人	
		園部中学校	4	330人	
		園部第二小学校	5	248人	
		園部海洋センター	6	176人	
		園部スポーツセンター	7	130人	
八木町 ④	約670人	八木市民センター	1	116人	692人
		八木中学校(武道場・多目的ホールを含む)	2	340人	
		八木東小学校	3	118人	
		八木西小学校	4	118人	
日吉町 ③	約430人	殿田小学校	1	160人	540人
		殿田中学校	2	190人	
		胡麻郷小学校	3	190人	
美山町 ②	約330人	美山小学校	1	140人	340人
		美山中学校	2	200人	
合 計	約2,970人	16箇所			3,224人

○ 青字は、収容避難所にも指定されている施設。

○ その他、南丹市内の府立学校(園部高校、丹波支援学校)について調整中



エ ペット避難について

- 政府の方針
同行避難の原則:災害発生時に飼い主が
ペットを同行させて避難することを原則
としています。
- 環境省のガイドライン
飼い主が自身の安全を確保しつつ、
ペットを同行避難させるための対策を定め
ており、その理解普及に努めています。



りく・なつ同室避難 推進プロジェクトとは



災害は、突然やってきます。

もしもの時、ペットの安全と飼い主の心の安らぎを実現するために
大切なペットと飼い主と一緒に避難ができることは、
とても重要なことだと考えています。

伍代夏子さんとペットの陸(りく)くんが
アンバサダーとなり、人とペットが安心して、
同じ室内に避難できる社会への取り組みを推進しています。



りく・なつ同室避難推進プロジェクト
来庁_6.8.23 (金) プロジェクトHPより

災害時のペットと避難の現状

2016年熊本地震の場合

保護収容した、放浪状態のペット数



犬

1,094 頭



猫

1,405 頭



犬

400 頭



猫

11 頭

その内、元の飼い主が見つかった頭数と
返還できた頭数

プロジェクトHPより



エ ペット避難について

○ 現在、南丹市ではペット同行等避難について指定されていない。

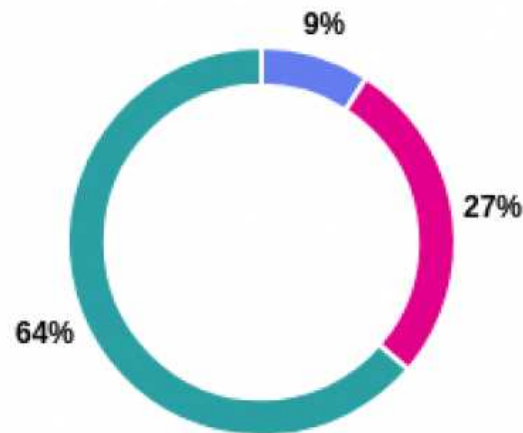
⇒市アンケート結果



「ペット避難所について
(ペット同行避難、同伴避難、
同室避難検討の参考にします)」

において、「ペットと一緒に避難
したい」という強い要望が多く寄
せられています。

- ペットを飼っているので、避難所の中に連れていけなくても、避難所の外まで連れていけるなら連れていきたい (ペット同行避難) 4
- ペットを飼っているので、避難所でもペットと一緒に生活したい (ペット同伴避難、同室避難) 12
- ペットは飼っていない 28
- ペット避難所には行きたくない (動物が苦手なため等) 0
- その他 0



※ 本市におけるペット避難の対象は、原則として家庭で飼養されている犬および猫を想定しています。その他の小動物等については、飼い主の責任のもとで安全確保に努めてください。
なお、避難所での受け入れの可否は、施設の状況や他の避難者への影響を踏まえ、現場の判断により対応いたします。



エ ペット避難について

・避難形態の整理（同行避難、同伴避難、同室避難）



- ⇒ 同行避難 ペットは屋外の軒下や倉庫の雨露をしのげる場所で避難
- ⇒ 同伴避難 ペットは飼い主と同じ屋根の下であるが、居住スペース外で避難
- ⇒ 同室避難 ペットは飼い主と同じ居住スペースで避難



エ ペット避難について

- ・ ペット同行避難、同伴避難

⇒ 現行避難所のうち適当な軒下や倉庫などペットの飼養スペースが確保できる施設については同行避難、同伴避難として指定できるよう進めていく。

- ・ ペット同室避難

⇒ アンケート結果から、市内に1～2施設を指定できるよう進めていく。

「同行避難」「同伴避難」と「同室避難」

同行避難

ペットと一緒に避難所など、安全な場所まで避難すること。



同伴避難

飼い主とペットが同じ場所で避難生活を送ること。

※必ずしも同室で過ごせるわけではなく、生活スペースは異なる場合が多い。



同室避難

飼い主とペットが同じ安全な室内で避難生活を送ること。





エ ペット避難について

- ・利用に当たって、基本的なルールを策定いたします。

避難所におけるペット同行・同伴・同室ルール



はじめに

避難者の中にはペットを連れて避難（同行、同伴避難）してくる方もいます。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、他の避難者との間のペットによるトラブルなどを招くこともあります。

そのような問題を未然に防ぐためには、避難所で一定のルールが必要になることから、「**避難所におけるペット同行、同伴ルール**」を作成しますので、各避難所毎参考にしていただき、適宜適正に運用してください。



原則

1 ペット飼育は飼い主の責任です

避難所では、ペットの世話や当面の餌の確保、飼育場所の管理は、飼い主の責任で行うことになります。ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。

2 避難所ではペットの飼育場所は居住スペースと分けます

ペットの飼育場所は、人の居住スペースと分けて、避難所の状況や構造によって専用区画等を設ける等柔軟に対応していきます。避難所には、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼い子供などもあります。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居住スペース等）には連れて行くことは出来ません。

ただし、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。



エ ペット避難について



原則

3 避難所の飼育ルールを守ります

大勢の人が共同生活を送る避難所において、ペットに関するトラブルが生じないように、各避難所で決められた飼育ルールを守り、飼い主以外の避難者にも配慮することを心掛け、衛生的な飼育をお願いします。

4 本市におけるペット避難の対象について

原則として家庭で飼養されている犬および猫を想定しています。その他の小動物（小鳥・ウサギ・ハムスター等）については、飼い主の責任のもとで安全確保に努めてください。避難所での受け入れ可否は、施設の状況や他の避難者への影響を踏まえ、現場の判断により柔軟に対応します。



ペットと同行避難する訓練の様子
(2016年11月、東京都三鷹市で)



エ ペット避難について

○ ルール（同室避難所では①は除外）

飼い主の皆様は次のルールを守り、適切に飼育・管理下さい。

- ① ペットは避難所担当者、担当職員等と相談し、決められた場所でケージに入れるか、柱などに繋ぐなどしてください。
- ② 避難所に同行、同伴できるペットは犬、猫などの家庭動物です
（人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません。）
- ③ 餌やり、給水、食べ残しの片づけ、散歩、ブラッシング、ケージ内外及び周辺の清掃などは飼い主が責任を持ち管理してください。
（ペットの飼育・管理に必要な資材（ケージ、その他の用具）と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。）
- ④ 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末して下さい。
（ペットの体やケージ内、飼育環境を清潔に保つことで、避難所の皆が気持ちよく生活することが出来ます。）



エ ペット避難について

○ ルール（同室避難所では①は除外）

- ⑤ 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行ってください
（排泄物の不適切な処理は、平常時から苦情の原因となっていますので、注意しましょう）
- ⑥ 散歩やブラッシングなどは、避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行ってください。
- ⑦ 移動するときや散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブルを防止しましょう。
（ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めましょう）
- ⑧ ペットによる苦情・危害防止に努めてください
- ⑨ 災害や避難者の状況によりペットの同行をお断りする場合があります。
同室指定避難所に移動していただくか、一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください。
（本ルールは、避難所の状況により、一部ルールの強化又は弛緩を適宜検討し運用していきます。）



エ ペット避難について

○ ルール（同室避難所では①は除外）

- ⑩ ペットによる人への危害及び物品の損傷が生じた場合は、飼い主に損害を補償していただきます。
 - ⑪ 本ルールは、必要に応じ各避難所ごとに適正化を図っていきます。
- ・ 以上のルールを基本とし、各避難所の状況にあわせて適正化し運用していきます。





エ ペット避難について

① ペットも同様の地震対策

人間と同様の安全対策を図ると共に、逸走防止のために、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認していただく。

② ペットのしつけと健康管理

普段からキャリーバッグなどに入ることが嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

③ ペットの所有者明示

外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、（公社）日本獣医師会などに所有者情報の登録を行っておく



エ ペット避難について

④ ペット用の避難用品や装備品の確保

避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意していただく。

- ・首輪、リード、キャリーバッグ、ケージ、ペットフード（少なくとも5日分（できれば7日分以上））、食器、トイレ用品等排泄物の処理用具、その他必要と思われるもの。

⑤ ペットの一時預け先の確保

避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

- ・市民への周知については、広報誌、ホームページ、LINEにてお知らせしていく。



エ ペット避難について

○ 計 画

- ・ 令和 7 年度内
- ・ 令和 8 年度中
- ・ 令和 8 年度内
- ・ 令和 9 年度内

ペット避難の確認

収容避難所のペット避難可能の有無確認

地域防災計画においてペット避難の指定

市民へのお知らせ（SNS、全戸配布等）

地域防災計画においてペット避難の指定





収容避難所のペット避難可能の有無確認

収容避難所名		受け入れ※	
園部	こびぎ山健康学園	△	△ではあるが、同行された場合は、別施設（市役所等）でペットを避難させる。
	園部第二小学校（兼_長期避難所）	◎	体育館エントランス。校舎から出入り可能
	園部スポーツセンター（北部コミセン）	×	× ペット同行者は、「園部第二小学校」を案内する。
	川辺地域活性化センター	○	プール棟の倉庫等
	旧摩気小学校	◎	校舎2階廊下
	西本梅地域活性化センター	◎	体育館エントランス
八木	八木支所（兼_長期避難所）	◎	2階エレベーターホールの一部スペース、北側エントランス
	八木東小学校（兼_長期避難所）	○	防災倉庫、及び体育館倉庫
	吉富地域活性化センター	○	体育館
	新庄地域活性化センター	◎	①旧校舎出入口内、②体育館
	神吉自治振興会館	△	①振興会館入口内、②振興会館と体育館の間
日吉	殿田小学校（兼_長期避難所）	○	プール棟
	五ヶ庄地域活性化センター	○	体育館
	胡麻郷小学校（兼_長期避難所）	○	用務員室隣室
美山	美山文化ホール	◎	美山文化ホールの2階西側空き部屋及び1階エントランス
	旧知井小学校	○	体育館
	美山保健福祉センター	×	× ペット同行者は、「美山文化ホール」を案内する。
	旧鶴ヶ岡小学校	◎	旧校舎2階
	美山虹の湖交流センター	◎	旧校舎2階
	小淵公民館	×	× ペット同行者は、「虹の湖交流センター」を案内する。

※受け入れ：◎同伴避難（別階でペット） ○同行避難（別棟でペット） △同行避難（軒下等でペット） ×同行避難不可



5 質疑等